

令和 7 年度内閣府行政事業レビュー 公開プロセス

女性に対する暴力の根絶に向けた取組に必要な経費

令和 7 年 6 月

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務。

具体的な取組

※内閣府は、各省庁の施策を推進しつつ、直轄の事業を実施

- 1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 性犯罪・性暴力への対策の推進
- 3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 4 配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護等の推進
- 5 ストーカー事案への対策の推進
- 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応
- 9 売買春への対策の推進

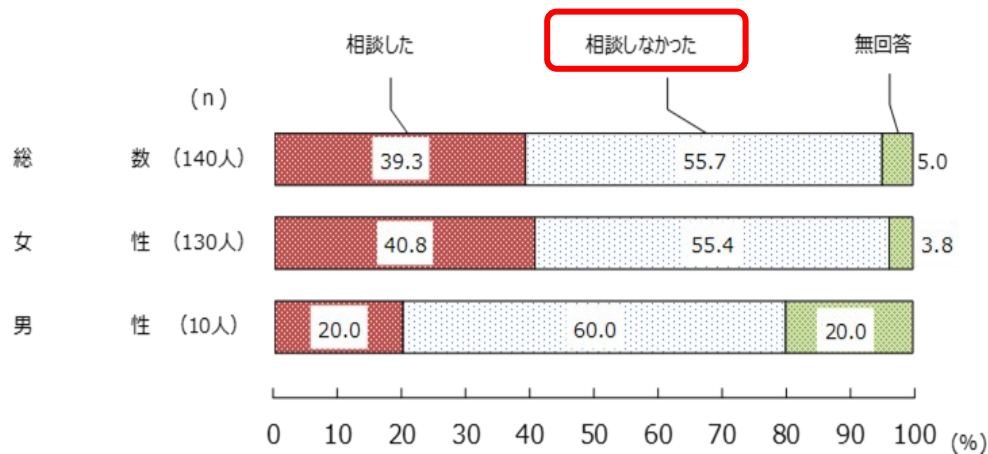
【内閣府の事業】

特に、性犯罪・性暴力、DVの被害者が相談しやすく、必要な支援を受けられる環境の整備に取り組んでいる。

性犯罪・性暴力、DVの被害は、潜在化しやすい

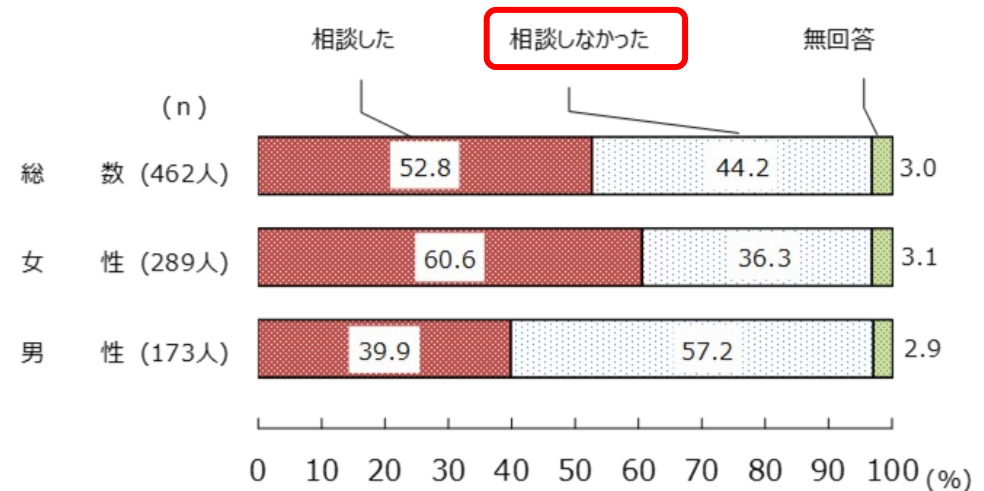
性暴力（不同意性交等）の被害の相談経験

被害を受けた人の55.7%はどこにも相談していない。



D Vの被害の相談経験

被害を受けた人の 44.2%、性別で見ると女性の 36.3%、男性の 57.2%はどこにも相談していない。



(出典)内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度調査)

※ 配偶者には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)を含む。

内閣府による事業の考え方

性犯罪・性暴力、DVの被害は、潜在化しやすい

➡ 【課題】

性犯罪・性暴力やDV等の暴力の防止や被害者の保護・支援を図るため、関係各府省による被害者への保護・支援策に加え、

被害者にあつた方が、必要な時にいつでも相談でき、必要な支援を受けられる ようにする。

➡ 【課題解決の手段】

相談体制の充実（量的な拡充のほか、質的な向上も必要）を図り、潜在的な被害者を含め、被害者に相談の機会を提供する。

- ※ 全国のどこでも被害に遭うおそれがあることや、夜間等の対応も必要となる
（望まない妊娠を防ぐ必要がある場合や、危険が切迫している場合など）ことに留意が必要。

本事業のロジックモデルの作成における留意点

- 各アクティビティ(都道府県等への交付金など)のアウトプット (交付金を活用した相談支援の実施)から、長期アウトカム(事業の最終目標: 被害者が必要なときに相談できること)までの経路を分かりやすく表現することが必要。
- 性暴力やDVの被害は、それを「被害」と認識することや、他者に相談すること自体が難しい場合も多い。また、本事業のみが支援の入り口ではない。これらのことから、事業の対象者総数の把握や、目標カバー率の設定は困難。
- 上記の制約の下でも、可能な限り、統計調査等によって把握可能な数値を「指標」として活用し、その推移をモニタリングしていく。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが
できること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



同行支援

病院や警察への同行等を行います。

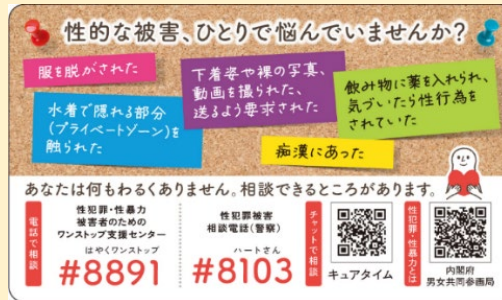


関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター
全国共通番号(R2.10～)
通話料無料化(R4.11～)



「# 8891」
(はやくワンストップ)

性暴力被害者のための
夜間休日コールセンター(R3.10～)

夜間休日の相談や緊急対応のため、ワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談
「キュアタイム」
(R2.10～)



キュアタイム

検索

ワンストップ支援センターへの相談者の性別・年齢

性別は、女性が大半を占めるが、男性からの相談も電話では約1割となっている。
被害時の年齢は、約半数を10代以下が占めており、中学生以下に限っても、3割に上る。

性別

<電話相談>

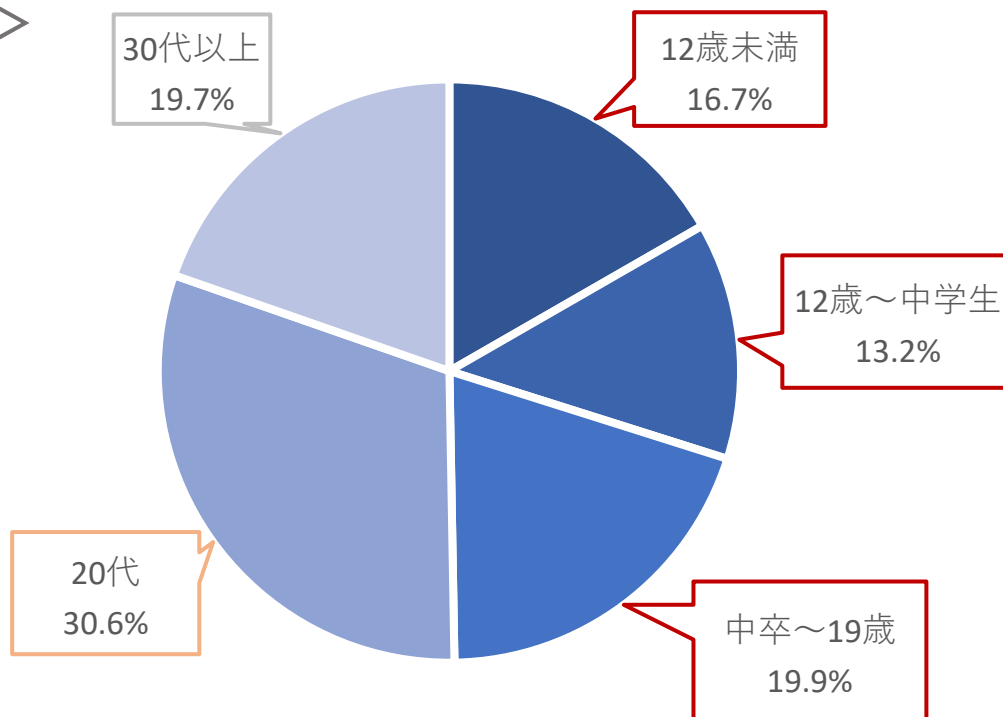
女性 81.7%、男性 14.0%

<面談>

女性 97.5%、男性 2.3%

被害時の年齢

<面談>



N=539

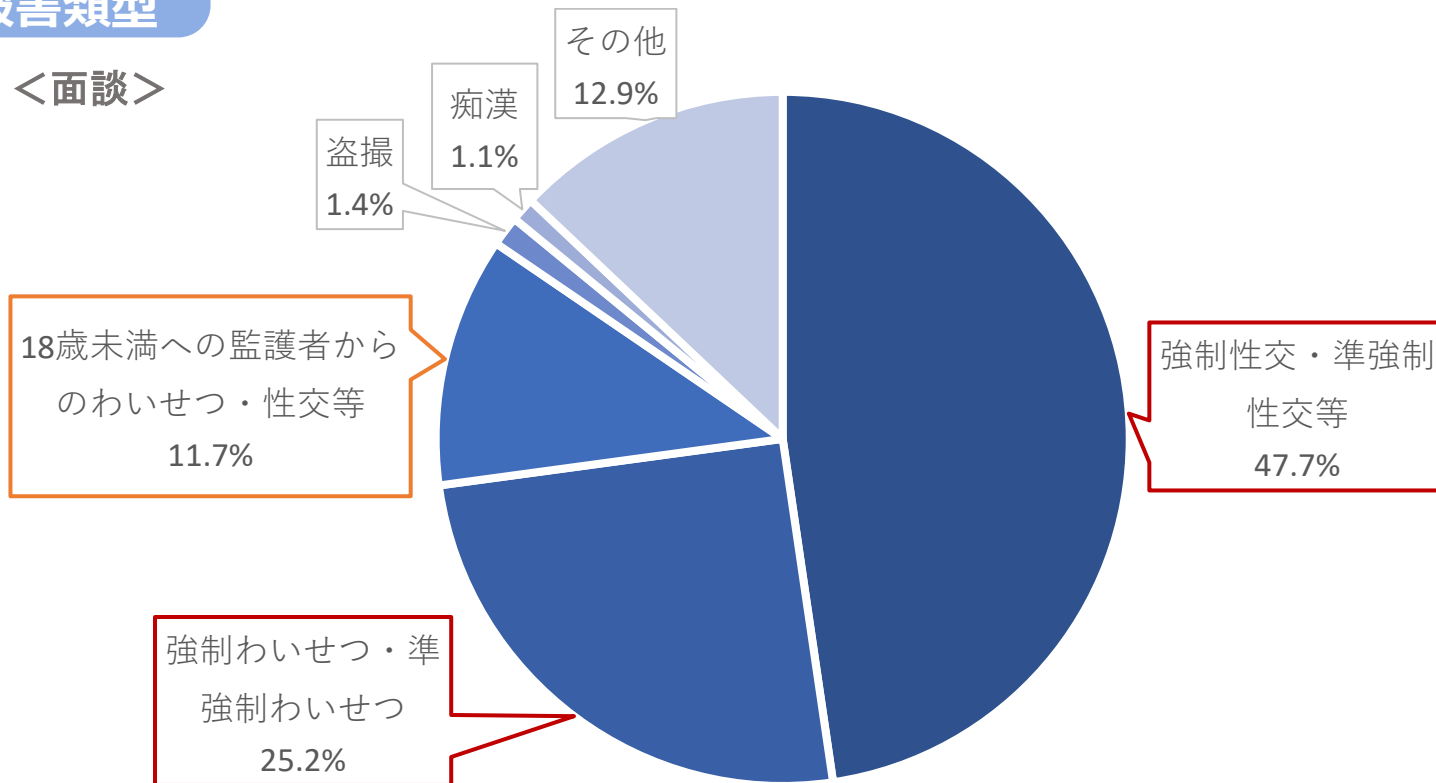
※年代が不明の者を除いた場合の割合（令和4年6月～8月）

ワンストップ支援センターへの相談の被害類型

「強制性交等・準強制性交等」が最も多く、約半数を占めており、
次に「強制わいせつ・準強制わいせつ」が多くなっている。
「18歳未満への監護者からのわいせつ・性交等」が1割超に及んでいる。

被害類型

<面談>



N=711

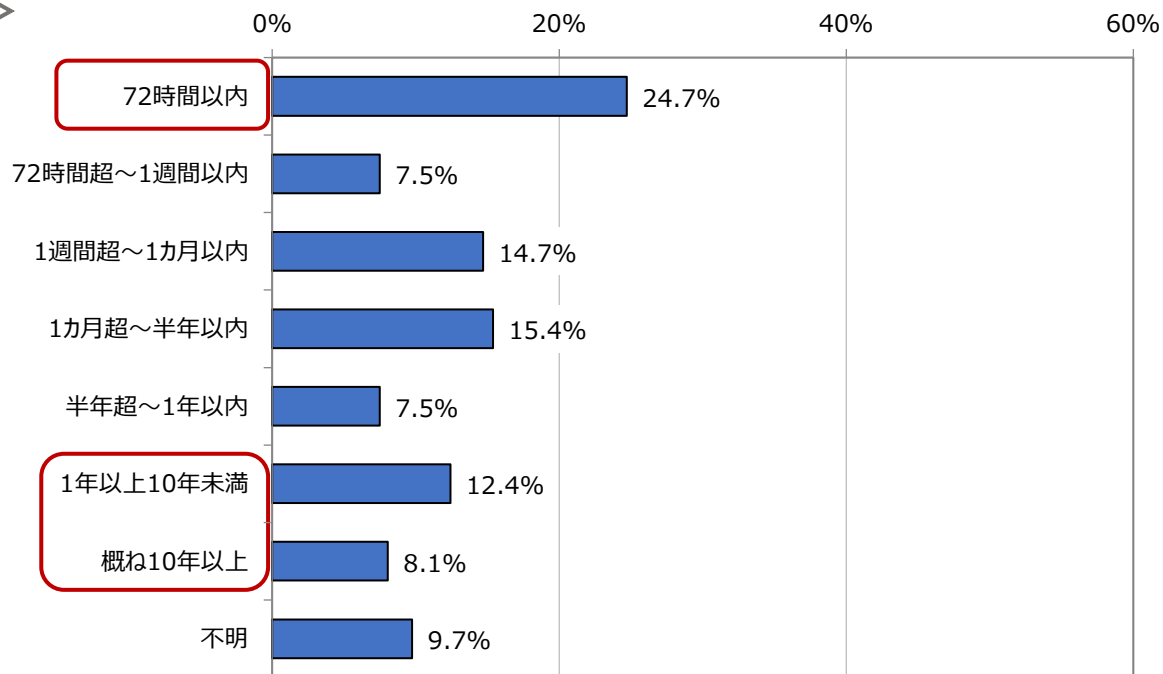
(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターへの相談までに要した時間

被害からセンターの面談に至るまでの時間については、「72時間以内」が最も多い。
一方で、「1年以上10年未満」・「概ね10年以上」を合わせると全体の約2割となっており、
被害から長い時間を経て、相談に至る場合も少なくない。

相談までに要した時間

<面談>



N=708

(令和4年6月～8月)

ワンストップ支援センターの支援体制に関する課題

ワンストップ支援センターを対象とした調査（令和4年度）によれば、**支援員の確保**：支援員のなり手が少ない、**支援員の専門性**：スーパーバイズやケースのコーディネートができる支援員が少ない、**支援員の待遇**：待遇が業務内容に見合っていない、**夜間・休日の相談対応**：支援員の確保が難しい等を課題として挙げるセンターが多かった。

支援体制上の課題（回答センター数＝52）

項目	課題	
支援員の確保	支援員のなり手が少ない	(38センター、73.1%)
	支援員の一人当たりの可能な勤務時間（日数）が短い	(25センター、48.1%)
	支援員が長く定着しない	(16センター、30.8%)
支援員の専門性	スーパーバイズできる支援員が少ない	(27センター、51.9%)
	ケースをコーディネートできる支援員が少ない	(26センター、50.0%)
	支援に必要な専門性を有している支援員が少ない	(21センター、40.4%)
	経験年数の長い支援員が少ない	(18センター、34.6%)
支援員の待遇	待遇が業務内容に見合っていない	(26センター、50.0%)
	待遇が業務量に見合っていない	(22センター、42.3%)
夜間・休日の相談	支援員の確保が難しい	(39センター、75.0%)
	支援員の安全性に問題がある	(20センター、38.5%)
	支援員の待遇に問題がある	(18センター、34.6%)
	夜間・休日の体制整備の必要性をあまり感じない	(5センター、9.6%)

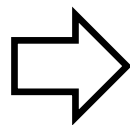
（出典）「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」（令和5年3月公表）

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

は れ れ ば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つながり はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、

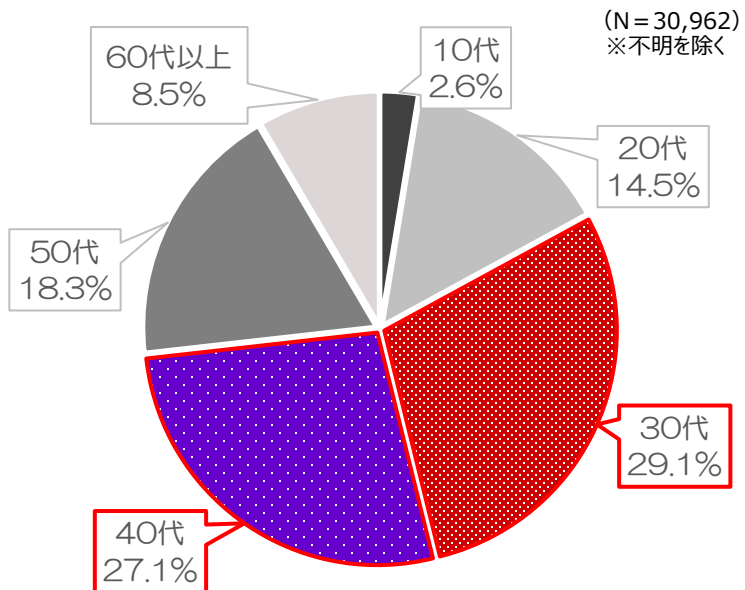
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者の年齢は、30代・40代で半数以上（56.2%）を占める。
- ✓ 相談内容の約7割（67.3%）が精神的DVを含んだ相談となっている。

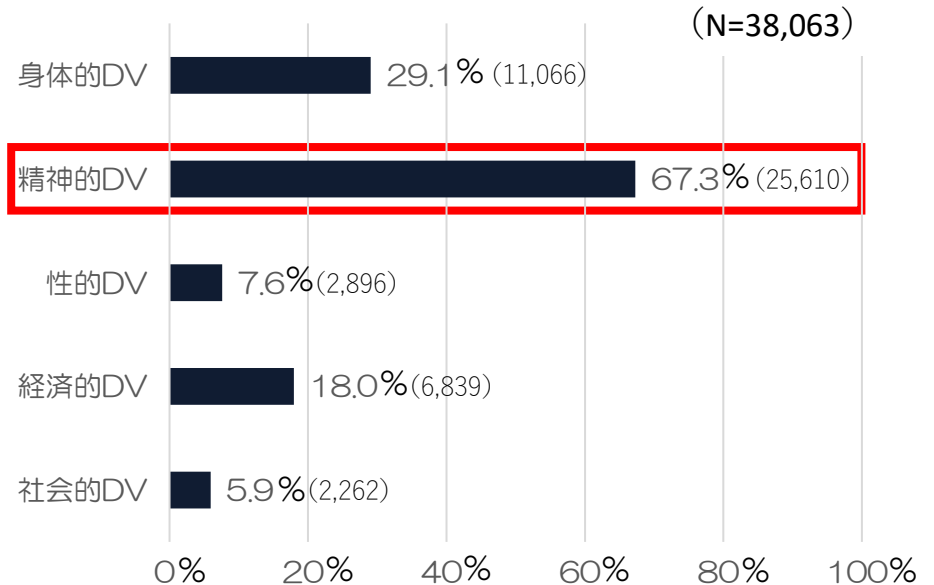
相談者の年齢

30代・40代で全体の半数以上を占める。



相談内容（複数回答）

相談内容の約7割が精神的DVを含んだ内容



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和7年度当初予算額 497百万円】
(令和6年度予算額 493百万円 補正予算額 225百万円)

目的

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを核とする性犯罪・性暴力被害者支援のために都道府県等が取り組む事業(センター運営の安定化、支援の質の向上のための取組等)に要する経費を補助し、各地域の被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

〔交付先〕 都道府県、政令指定都市、中核市

〔対象経費(交付率)〕 ※他の国庫補助制度を適用可能な場合は他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

(1) 相談センターの運営費等(1/2)

①相談センターの運営(相談員等の人件費(処遇改善に要する経費を含む)、コーディネーターの配置、24時間対応への取組、夜間休日コールセンターとの連携 等)、②医療従事者・相談員等への研修、③広報啓発、④関係機関との連携強化、⑤被害者の法的支援、⑥連携・協力する医療機関における支援環境の整備(医療機関への負担金、医師等への謝金等)、⑦先進的な取組(SNS相談、外国語対応等)、⑧こども・若者・男性被害者の支援、⑨災害時の運営継続のための取組 ※ 拠点となる病院を有するセンター等には加算措置がある。

(2) 被害者の医療費等(1/3)

緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用、人工妊娠中絶に要する経費 等

(3) AV出演被害防止・救済に関する法的支援(全額)

事業スキーム

内閣府

交付金

都道府県等 ※この事業の地方負担に対しては、地方交付税措置が講じられる。

- ① 相談センターの運営費等
- ② 被害者の医療費等
- ③ A V出演被害防止・救済に関する法的支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

目 的

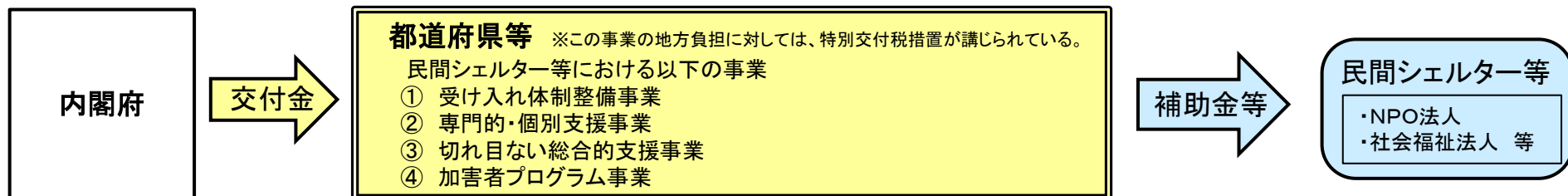
【令和7年度当初予算額 307百万円】(令和6年度当初予算額 316百万円)

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

概 要

- ◆ 交 付 先 : 都道府県・政令指定都市、市町村(特別区含む)
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費(以下①～④)
 - ①受け入れ体制整備に要する経費 (母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保(若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等)等)
 - ②専門的・個別的支援に要する経費 (心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費 等)
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費 (自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費 等)
 - ④加害者プログラムの実施等に要する経費
※上記①～④の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等 : 国 3/4 (交付上限: 1 民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円)
- ◆ そ の 他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



第5次男女共同参画基本計画策定以降(令和2年12月25日～) に成立した主な関係法律

(令和3年)

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律【議員立法】
- ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(令和4年)

- 児童福祉法等の一部を改正する法律
- 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（A V出演被害防止・救済法）【議員立法】
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律【議員立法】

(令和5年)

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の一部を改正する法律
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

(令和6年)

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
- 総合法律支援法の一部を改正する法律

本取組のレビューシートの改善に係る取組状況について

令和4年7月

内閣官房行政改革推進本部事務局より、行政事業レビューシートの試行的見直しの対象事業に選定

令和4年8月

内閣官房行政改革推進本部事務局より、改善提案を受ける

令和5年3月

試行的見直しを踏まえ、重点フォローアップ対象事業に選定

※重点フォローアップ：内閣官房行政改革推進本部事務局や総務省行政評価局からアドバイスを頂きながら、EBPMの視点を入れたレビューシートの改善を行っていくこと

令和5年3～9月

内閣官房行政改革推進本部事務局・総務省行政評価局と調整

- ・「事業の目的」や「事業の概要」について、何を行うのか分かりやすいように改善
- ・どのような「アクティビティ」を立てるか、何をアウトプット指標にするか、短期アウトカム～長期アウトカムをどのように設定するか等に関する内閣官房及び総務省のアドバイスにより、大幅修正

令和5年9月

令和5年度行政事業レビューシート公表、優良事例に選定

 RSシステム導入に合わせて設定したアクティビティやアウトカム等についての状況を見つつ、効果的な取組の実施に努める。